

令和 7 年 9 月 4 日

第 3 回江津市議会定例会

議 案



同意第 4 号

教育委員会委員の任命について

下記の者を江津市教育委員会の委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 9 月 4 日提出

江津市長 中 村 中

記

住 所

氏 名 押 越 明 子

生年月日

同意第 5 号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法
(昭和 24 年法律第 139 号) 第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 7 年 9 月 4 日提出

江津市長 中 村 中

記

住 所

氏 名 安 原 八 千 子

生年月日

報告第 5 号

専決処分報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

江津市長 中 村 中

専決処分第 9 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、車両事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 7 月 14 日

江津市長 中 村 中

損害賠償の額の決定及び和解について

自動車運転上の過失により発生した交通事故について、次のとおり損害賠償の額を決定し、これに伴う和解をした。

事 故			損害賠償の額
発生年月日	場 所	概 要	
令和 7 年 5 月 3 日	江津市桜江町 市山 (県道桜江金 城線)	スクールバス運行中にハンドル操作を誤り、路肩に設置された視線誘導標を破損させた。	93, 500 円

報告第 6 号

専決処分報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

江津市長 中 村 中

専決処分第 1 0 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、道路の管理瑕疵に起因して発生した車両事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 7 月 3 1 日

江津市長 中 村 中

損害賠償の額の決定及び和解について

道路の管理瑕疵に起因して発生した車両事故について、次のとおり損害賠償の額を決定し、これに伴う和解をした。

事 故			損害賠償の額
発生年月日	場 所	概 要	
令和 7 年 6 月 28 日	江津市桜江町 田津 (市道川戸渡 田線)	当該車両が川越方面から川戸 方面へ走行中、路上の落石に 接触し、車両右側後輪のタイ ヤがパンクした。	5,979 円

承認第 8 号

専決処分報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

江津市長 中 村 中

専決処分第 1 1 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、特に緊急を要するも議会を招集する時間的余裕がないと認められるので、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 8 月 1 8 日

江津市長 中 村 中

令和 7 年度島根県江津市一般会計補正予算（第 3 号）を定めることについて

令和 7 年度島根県江津市一般会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり定めるものとする。

議案第 5 1 号

江津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する
条例制定について

別紙のとおり、江津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 4 日提出

江津市長 中 村 中

江津市条例第 号

江津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

江津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成 27 年江津市条例第 31 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

- 4 市長又は教育委員会は、法別表の下欄に掲げる事務又は法第 9 条第 1 項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度で、市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって自らが保有するものを利用することができる。

別表第 1 に次のように加える。

8 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
9 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第 2 中「

4 市長	生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給	・市税関係情報 ・障害児福祉手当等関係情報 ・母子父子家庭関係情報 ・未熟児養育医療関係情報
------	--	--

	付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	・ 子ども子育て支援給付関係情報 ・ 障がい者関係情報 ・ 障害児通所支援関係情報 ・ 医療保険給付関係情報 ・ 福祉医療関係情報
--	--	---

」を「

4 市長	生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	・ 市税関係情報 ・ 障害児福祉手当等関係情報 ・ 母子父子家庭関係情報 ・ 未熟児養育医療関係情報 ・ 子ども子育て支援給付関係情報 ・ 障がい者関係情報 ・ 障害児通所支援関係情報 ・ 医療保険給付関係情報 ・ 福祉医療関係情報 ・ 住登外者宛名情報
------	--	--

」に、「

11 市長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育	・ 市税関係情報 ・ 障害児福祉手当等関係情報 ・ 生活保護関係情報 ・ 外国人生活保護関係情報 ・ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する
-------	--	--

	所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	法律による支援給付又は配偶者支援金に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付関係情報」という。） ・障がい者関係情報 ・自立支援給付関係情報 ・子ども子育て支援給付関係情報 ・高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「後期高齢者医療保険関係情報」という。）
--	--	--

」を「

11 市長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	・市税関係情報 ・障害児福祉手当等関係情報 ・生活保護関係情報 ・外国人生活保護関係情報 ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付関係情報」という。） ・障がい者関係情報 ・自立支援給付関係情報 ・子ども子育て支援給付関係情報
-------	---	--

		・高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報
--	--	--

」に、「

14 市長	江津市福祉医療費助成条例による福祉医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	・市税関係情報 ・生活保護関係情報 ・外国人生活保護関係情報 ・児童手当法による児童手当の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。） ・児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。） ・母子父子家庭関係情報 ・障がい者関係情報 ・障害児通所支援関係情報 ・自立支援給付関係情報 ・介護保険関係情報 ・医療保険給付関係情報
15 市長	江津市子ども医療費助成条例による子ども医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	・市税関係情報 ・生活保護関係情報 ・外国人生活保護関係情報 ・未熟児養育医療関係情報 ・障害児通所支援関係情報

		・ 自立支援給付関係情報 ・ 国民健康保険関係情報 ・ 福祉医療関係情報
16 市長	江津市子育て支援に関する条例による第3子以降保育料軽減事務	・ 市税関係情報
17 市長	江津市特定教育・保育施設の実費徴収に係る補足給付費支給要綱による実費徴収に係る補足給付決定事務	・ 生活保護関係情報 ・ 外国人生活保護関係情報
18 市長	江津市病児・病後児保育事業実施要綱による病児・病後児保育事業に関する事務	・ 市税関係情報
19 市長	江津市家庭的保育事業者等の認可等の手続に関する規則による家庭的保育事業認可に関する事務	・ 市税関係情報 ・ 子ども子育て支援給付関係情報

」を「

14 市長	江津市福祉医療費助成条例による福祉医療費助成に関する事務であって規則で定めるものの	・ 市税関係情報 ・ 生活保護関係情報 ・ 外国人生活保護関係情報 ・ 児童手当法による児童手当の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）
-------	---	--

		・児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報 ・母子父子家庭関係情報 ・障がい者関係情報 ・障害児通所支援関係情報 ・自立支援給付関係情報 ・介護保険関係情報 ・医療保険給付関係情報 ・住登外者宛名情報
15 市長	江津市子ども医療費助成条例による子ども医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	・市税関係情報 ・生活保護関係情報 ・外国人生活保護関係情報 ・未熟児養育医療関係情報 ・障害児通所支援関係情報 ・自立支援給付関係情報 ・国民健康保険関係情報 ・福祉医療関係情報 ・住登外者宛名情報
16 市長	江津市子育て支援に関する条例による第3子以降保育料軽減事務	・市税関係情報 ・住登外者宛名情報
17 市長	江津市特定教育・保育施設の実費徴収に係る補足給付費支給要綱による実費徴収に係る補	・生活保護関係情報 ・外国人生活保護関係情報 ・住登外者宛名情報

	足給付決定事務	
18 市長	江津市病児・病後児保育事業実施要綱による病児・病後児保育事業に関する事務	・市税関係情報 ・住登外者宛名情報
19 市長	江津市家庭的保育事業者等の認可等の手続に関する規則による家庭的保育事業認可に関する事務	・市税関係情報 ・子ども子育て支援給付関係情報 ・住登外者宛名情報

」に改め、同表に次のように加える。

20 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	・福祉医療関係情報 ・江津市子ども医療費助成条例による子ども医療費助成に関する情報 ・江津市子育て支援に関する条例による第3子以降保育料軽減情報 ・江津市特定教育・保育施設の実費徴収に係る補足給付費支給要綱による実費徴収に係る補足給付決定情報 ・江津市病児・病後児保育事業実施要綱による病児・病後児保育事業情報 ・江津市家庭的保育事業者等の認可等の手続に関する規則による家庭的保育事業認可に関する情報 ・生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び
-------	---	--

		実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する情報
--	--	---

別表第3に次のように加える。

2 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	・住登外者宛名情報
3 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	市長	・住登外者宛名情報

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 2 号

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する
条例の制定について

別紙のとおり、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 4 日提出

江津市長 中 村 中

江津市条例第 号

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する
条例

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の育児休業等に関する条例（平成22年江津市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで及び第5項」に改める。

第21条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」及び「（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）」を削り、「除く。」の次に「次条において同じ。」を加える。

第22条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項を次のように改める。

育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

第22条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改める。

第22条の次に次の4条を加える。

(第2号部分休業の承認)

第22条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第22条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第22条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

（1） 非常勤職員以外の職員 77時間30分

（2） 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

（育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情）

第22条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第23条第1項中「部分休業」の前に「育児休業法第19条第1項に規定する」を加える。

第24条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第24条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

（職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第2条 職員の休日及び休暇に関する条例（昭和29年江津市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「第12条の3第1項」を「第12条の4第1項」に改める。

第12条の4を第12条の5とする。

第12条の3第1項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」とい

う。）」を「請求等」に改め、同条を第12条の4とする。

第12条の2の次に次の1条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等)

第12条の3 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成22年江津市条例第21号）第25条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 職員の育児休業等に関する条例第25条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(江津市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 江津市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年江津市条例第371号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項を次のように改める。

- 2 職員及び定年前再任用短時間勤務職員が部分休業（当該職員及び定年前再任用短時間勤務職員（以下この項において「当該職員等」という。）がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員等が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員等が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第1条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第22条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

(職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 任命権者は、施行日前においても、第2条の規定による改正後の職員の休日及び休暇に関する条例第12条の3第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置

を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

議案第 5 3 号

江津市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について

別紙のとおり、江津市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 4 日提出

江津市長 中 村 中

江津市条例第 号

江津市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

江津市印鑑登録及び証明に関する条例（昭和47年江津市条例第512号）の一部を次のように改める。

第13条第4項中「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改める。

附 則

この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）の施行の日から施行する。

議案第 5 4 号

江津市営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について

別紙のとおり、江津市営住宅管理条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 4 日提出

江津市長 中 村 中

江津市条例第 号

江津市営住宅管理条例の一部を改正する条例

江津市営住宅管理条例（平成 9 年江津市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中小田団地及び渡団地の部を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 55 号

江津市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営
に関する条例及び江津市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公
費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

別紙のとおり、江津市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの
作成の公営に関する条例及び江津市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成
の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治
法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求
める。

令和 7 年 9 月 4 日提出

江津市長 中 村 中

江津市条例第 号

江津市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び江津市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

(江津市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第1条 江津市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成9年江津市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

(江津市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正)

第2条 江津市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例（平成19年江津市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の江津市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び江津市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第 56 号

令和 7 年度島根県江津市一般会計補正予算（第 4 号）を定めることに
ついて

令和 7 年度島根県江津市一般会計補正予算（第 4 号）を、別冊のとおり定めるものとする。

令和 7 年 9 月 4 日提出

江津市長 中 村 中

議案第 57 号

令和 7 年度島根県江津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

を定めることについて

令和 7 年度島根県江津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を、別冊
のとおり定めるものとする。

令和 7 年 9 月 4 日提出

江津市長 中 村 中

議案第 58 号

令和 7 年度島根県江津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）
を定めることについて

令和 7 年度島根県江津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）を、
別冊のとおり定めるものとする。

令和 7 年 9 月 4 日提出

江津市長 中 村 中

議案第 59 号

令和 7 年度島根県江津市水道事業会計補正予算（第 1 号）を定める

ことについて

令和 7 年度島根県江津市水道事業会計補正予算（第 1 号）を、別冊のとおり定めるものとする。

令和 7 年 9 月 4 日提出

江津市長 中 村 中

議案第 6 0 号

令和 7 年度島根県江津市下水道事業会計補正予算（第 1 号）を定める
ことについて

令和 7 年度島根県江津市下水道事業会計補正予算（第 1 号）を、別冊のとおり定めるものとする。

令和 7 年 9 月 4 日提出

江津市長 中 村 中

認定第 1 号

令和 6 年度島根県江津市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度島根県江津市一般会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

江津市長 中 村 中

認定第 2 号

令和 6 年度島根県江津市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の
認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度島根県江津市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

江津市長 中 村 中

認定第 3 号

令和 6 年度島根県江津市国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出

決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度島根県江津市国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

江津市長 中 村 中

認定第 4 号

令和 6 年度島根県江津市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の
認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度島根県江津市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

江津市長 中 村 中

認定第 5 号

令和 6 年度島根県江津市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度島根県江津市水道事業会計決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

江津市長 中 村 中

認定第 6 号

令和 6 年度島根県江津市下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度島根県江津市下水道事業会計決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

江津市長 中 村 中